

若者が狙われている アポイントメントセールス

※契約商品 CD-ROM 4巻 ビデオ 20巻
 ※契約者 20代男性 ※商品価格 627,480円
 ※クレジット48回払総額 856,384円

「相談事例」

「会員になると、海外旅行が安く行けたり、ブランド品も安く買える。車の修理も安くできる。説明を聞いて欲しい」などなどセールスマンに言われ、ファミリーレストランに呼び出された。

3時間ぐらい、会員権の話をしているうちに、「会員になるなら、CD-ROMとビデオを買ってもらおう」「2000年の特別企画で、今回しか契約ができません。一生使える」とのことだったので「会員が一生使えるなら、良いか」と思いCD-ROM4巻とビデオ20巻の契約をした。しかし、会員権も商品も必要無いので、解約したい。

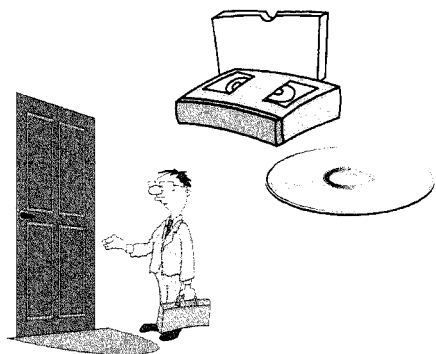
＜処理結果＞

この相談者は、契約書面を受け取ってから13日目に当センターの相談窓口に見えました。クーリングオフの期間が過ぎているために、契約の状況を内容証明郵便で出しました。

センターからも交渉したが、業者は「クーリングオフ期間も過ぎている。説明も十分受けていて、金額も十分承知している」と言う。業者も「本人と電話で確認した」とのことで「現金一括払いならば、現金価格の10%を割引いた代金を支払うか、一括払いができなければ、契約を続行してもらえないか」との提案があった。結局相談者も同意し、現金価格の90%を一括払いし、解決した。

＜アドバイス＞

1. セールスマンから誘いの電話があっても安易に会う約束はしない。また、でかけないようにしよう。
2. 商品や会員の契約を勧められても、必要なければキッパリ断りましょう。
3. 契約書を十分確認しよう。
4. クーリングオフは契約してから8日間。



あなたを守る「ストーカー規制法」

平成十二年十一月二十四日から「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が施行されました。

ストーカー行為とは、「同一の者に対し、つきまといなどを繰り返し行うこと」をいい、ストーカー行為を行った者は「六カ月以下の懲役または五十万円以下の罰金」が科せられます。なお、警察などの警告に従わない場合には、さらに重い罰則が科せられることがあります。

ストーカー規制法における

「つきまとい等」の8パターン

- ① つきまとい・待ち伏せ・押しかけ
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会・交際の要求
- ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話・連続した電話・ファクシミリ
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的羞恥心の侵害

ただし、①から④については、身体の安全や名誉などが害され、「不安を覚えさせるような方法により」行われる場合です。ストーカー行為の被害の相談は、左記に連絡してください。

問合先

都留警察署
 警察本部総合相談窓口
 ☎(45) 0110
 ☎# 9110

